

平成22年1月29日

技能実習生等第一次受入機関

代表者 殿

技能実習生等受入適正化推進会議

座長 初山 録吾



研修・技能実習制度改正後における外国人技能実習生の  
労働条件確保改善等に関する要請について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県では、愛知県に次いで全国で2番目に多い外国人研修生・技能実習生が現在研修及び技能実習活動に従事しています。これらの技能実習生を受け入れている事業場（以下「第二次受入機関」という。）の中には、法定の最低賃金、割増賃金を支払っていないものや長時間労働を行わせているもの等労働基準法等に違反した状態でその受入を行っている事業場が、今もって数多く認められます。

当推進会議は、これらの問題に対処するため、労働行政のみならず関係機関が緊密に連携することにより、広く県民や受入機関に対し、技能実習生等の受入適正化に向けたコンセンサスを形成することを目的とし、関係機関及び労使団体が参集し設立されたものです。

今般、「出入国管理及び難民認定法」等の改正により、平成22年7月以降、新たな在留資格「技能実習」が創設されます。これに伴い、研修生として受け入れた後に技能実習に移行するという現在のシステムは廃止され、最初から技能実習生としての受入を行うこととなり、講習期間経過後には、直ちに労働関係法令が適用されることとなります。さらに、本改正により第一次受入機関は、雇用契約のある技能実習生を傘下の第二次受入機関に紹介するという職業紹介行為を行うこととなり、職業安定法に基づく職業紹介事業の許可又は届出が必要となります。

適正な技能実習の運営を図るためには、実際に受入を行っている第二次受入機関が、労働関係法令を十分認識し、これを遵守していただく必要があります。しかし、法的な問題が発覚した第二次受入機関の説明では「組合、団体（第一次受入機関）の指示で行っている。」との回答が少なからずなされております。

本来、第二次受入機関の技能実習生受入に当たり、第一次受入機関はその受入が適正な労務管理の下に行われるよう指導すべき立場にあり、今後の制度改正により、技能実習生に対し労働関係法令が適用される期間が長くなること、職業紹介事業者としてその紹介行為及び技能実習生に係る管理の適正化がより重要となることから、益々その指導

的な役割が求められるところです。

つきましては、これらの技能実習生問題の現状及び今後の制度改正における第一次受入機関の役割の重要性を十分にご認識いただき、貴団体傘下の第二次受入機関が、技能実習生を受け入れるに当たり、違法・不適正な対応を行うことのないよう、下記事項について要請いたします。

## 記

- 1 新制度下においても、第一次受入機関としての役割を十分に認識し、第二次受入機関に対し、技能実習生の適正な受入を徹底されるよう技能実習の実施状況の把握に努め、指導・監督等を適切に実施すること。
- 2 新制度においては、第二次受入機関に対し技能実習生を紹介する第一次受入機関は職業紹介事業者となるため、職業安定法に基づく職業紹介事業に係る必要な手続きを取り、円滑に新制度に移行するとともに、職業紹介事業者としての責務を履行すること。
- 3 第二次受入機関が労働関係法令に違反することなく適正な労務管理を行うよう、次の事項について必要な指導を行うこと。
  - (1) 労働契約の締結について
    - ア 合意があっても、法定労働条件を下回る契約は違法であると認識させること。
    - イ 法定の労働条件を内容とする労働条件通知書（労働契約書）を作成し、受入時に技能実習生に対し交付すること。
    - ウ 労働条件通知書の内容について、技能実習生に十分理解させること。
  - (2) 労働時間管理について
    - ア タイムカード等の客観的な記録を基礎として、適正な労働時間管理を行うこと。
    - イ 本来時間外労働は、使用者の指示命令の下に行わせる必要があることを踏まえ、労働時間管理を技能実習生自身に任せないこと。
    - ウ 適正に把握した時間外労働・休日労働の実績に基づき、法定の率以上で計算した割増賃金を支払うこと。
    - エ 長時間労働を排除するよう必要な対策を講じること。
  - (3) 賃金の支払いについて
    - ア 最低賃金額以上の額で定期賃金額を設定するとともに、賃金控除を行う場合には、控除協定を締結した上で、控除の内訳及び金額を明確にし、技能実習生自身に通知すること。
    - イ 賃金の支払いに関するトラブル防止のために、賃金明細書は必ず交付すること。
    - ウ 本人の希望でも、預金通帳、キャッシュカード及び印鑑を預からないこと。